

令和4年度 枕崎市事業者物価高騰等対応支援事業 申請要領

令和5年1月5日
枕崎市水産商工課

1 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響が幅広い業種に及んでいることから、影響を緩和するために、支援金を給付し、中小企業者及び個人事業者を支援することを目的とします。

2 支援金対象者及び要件

支援金の交付を受けることができる者は、**令和4年10月1日時点**において市内で事業を主として営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思がある※中小企業者等のうち、次に掲げる要件を満たす事業者とします。

① 法人の事業者

・令和3年分の事業所得の申告を行っている方

※ 創業して間もなくまだ一度も決算期を迎えていない場合は、「登記事項説明書」の写しの提出により、支援金（5万円）の対象者となります。

② 個人の事業者

個人の事業者は、次の要件のいずれかを満たす事業者となります。

ア 令和3年分の事業所得の申告を行っている方

イ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として、令和3年分の事業所得以外の所得の申告を行っている方

ウ 令和4年1月1日以降に事業を開始した等の理由により令和3年の確定申告を行っていない事業者は、令和4年10月1日時点において所得税法第229条に規定する「開業届」を行っている方

エ 農業を営む者にあつては、令和3年分の農業所得の申告を行っており、当該申告において作付面積が30a以上又は販売金額が50万円以上の方

オ 林業を営む者にあつては、令和3年分の営業等の申告を行っており、当該申告において木材、薪等の販売金額がある方

カ 漁業を営む者にあつては、枕崎市漁業協同組合の正組合員の方

※中小企業者等

○ 以下のいずれかに該当する中小企業者等（個人事業者含む）

ア 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

イ 上記に該当する法人以外の法人であって、資本金の額または出資の総額が3億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が300人以下の法人

《対象外について》

次のいずれかに該当する場合は対象外になります。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者

イ 政治団体、宗教上の組織または団体

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てなされている者

エ 枕崎市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等

※ 不動産賃借業などの不動産収入があり、事業税（県税）が課税されているなどの要件を満たす場合は、支給対象となる場合もありますので、事務局まで問合せをお願いします。

3 支援金額

令和3年分の確定申告書等による事業年間売上高に応じて支援金額を決定しますので、下記の表に基づいての支援金額になります。（法人・個人事業者とも）

《1事業者当たり》

事業年間売上高 3,000万円未満 →	5万円
事業年間売上高 3,000万円以上 →	10万円

※ 市内に複数の施設・店舗等を営む場合も1事業者とします。

※ 申請は1事業者1回限りとします。

4 申請必要書類

- ① 枕崎市事業者物価高騰等対応支援事業支援金交付申請書兼請求書（指定様式）
- ② 誓約書兼同意書（指定様式）
- ③ 事業年間売上高が確認できる書類（確定申告書の写し）

【法人の場合】・令和3年分（R3.1月～12月）が含まれる確定申告書の写し

・令和3年分の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

○別表一

○法人事業概況説明書（両面）

※ 創業から間もなくまだ一度も決算期を迎えていない場合は、「登記事項説明書」の写しの提出により、支援金（5万円）の対象者となります。

【個人事業者の場合】・令和3年分の確定申告書等の写し

● 青色申告及び白色申告の場合

● 確定申告の義務のない方の場合

○第一表の写し

○令和4年度市・県民税申告書の写し

※ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を、主たる収入として、令和3年分の事業所得以外の所得の申告している方（フリーランス等）は、令和3年分の確定申告書等の写し及び業務委託等の契約書の写しの提出が必要。

※ 令和4年10月1日以前に開業し、確定申告を迎えていない事業者については、「開業届」の写しの提出により、支援金（5万円）の対象者となります。

★ 林業を営む方は、「木材・薪等の出荷伝票の写し」の提出をお願いします。

- ④ 振込先口座通帳の写し

5 申請書類の詳細について

① 枕崎市事業者物価高騰等対応支援事業支援金交付申請書兼請求書（指定様式）

- ・手書きをされる場合は、必ずボールペンを使用してください。
- ・不備などがあった場合の連絡のため、電話番号を必ず記入してください。
- ・日付については、実際に記入した日付を記入してください。
- ・業種欄の✓については、次の表を参考に記入してください。

○日本標準産業分類表(業種欄の✓については、大分類の業種名になります)

大分類	中分類
農業	・農業
林業	・林業
漁業	・漁業（水産養殖業を除く） ・水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	・鉱業、採石業、砂利採取業
建設業	・総合工事業 ・職別工事業 ・設備工事業
製造業	・食料品製造業 ・飲料、たばこ、飼料製造業 ・繊維工業 ・木材、木製品製造業 ・家具、装備品製造業 ・パルプ紙、紙加工品製造業 ・印刷、同関連業 ・化学工業 ・石油製品、石炭製品製造業 ・プラスチック製品製造業 ・ゴム製品製造業 ・なめし革、同製品、毛皮製造業 ・窯業、土石製品製造業 ・鉄鋼業 ・非鉄金属製造業 ・金属製品製造業 ・はん用機械器具製造業 ・生産用機械器具製造業 ・業務用機械器具製造業 ・電子部品、デバイス、電子回路製造業 ・電気機械器具製造業 ・情報通信機械器具製造業 ・輸送用機械器具製造業 ・その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	・電気業 ・ガス業 ・熱供給業 ・水道業
情報通信業	・通信業 ・放送業 ・情報サービス業 ・インターネット不随サービス業 ・映像、音声、文字情報制作業
運輸業、郵便業	・鉄道業 ・道路旅客運送業 ・道路貨物運送業 ・水運業 ・航空運輸業 ・倉庫業 ・運輸に附帯するサービス業 ・郵便業
卸売業、小売業	・各種商品卸売業 ・繊維、衣服等卸売業 ・飲食品卸売業 ・建築材料、鉱物、金属材料等卸売業 ・機械器具卸売業 ・その他の卸売業 ・各種商品小売業 ・繊維、衣服、身の回り品小売業 ・飲食品小売業 ・機械器具小売業 ・その他の小売業 ・無店舗小売業
金融業、保険業	・銀行業 ・協同組織金融業 ・貸金業、クレジット等・非預金信用機関 ・金融商品取引業、商品先物取引業 ・補助的金融業等 ・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）
不動産業、物品賃借業	・不動産取引業 ・不動産賃借業、管理業 ・物品賃借業
学術研究、専門・技術サービス業	・学術、開発研究機関 ・専門サービス業 ・広告業 ・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業	・宿泊業 ・飲食店 ・持ち帰り、配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	・洗濯、理容、美容、浴場業 ・その他の生活関連サービス業 ・娯楽業
教育、学習支援業	・学校教育 ・その他の教育、学習支援業
医療、福祉	・医療業 ・保健衛生 ・社会保険、社会福祉、介護事業
複合サービス業	・郵便局 ・協同組合
サービス業（他に分類されないもの）	・廃棄物処理業 ・自動車整備業 ・機械等修理業 ・職業紹介、労働者派遣業 ・その他の事業サービス業 ・政治、経済、文化団体 ・宗教 ・その他のサービス業

② 誓約書兼同意書（指定様式）

- ・手書きをされる場合は、必ずボールペンを使用してください。
- ・日付については、実際に記入した日付を記入してください。（申請書日付と同日）

③ 事業年間売上高が確認できる書類（確定申告書の写し）

- ・申請要領の「4 申請必要書類の③」に基づいて提出してください。

④ 振込先口座通帳の写し

- ・申請者名義の口座の通帳を提出してください。
- ・銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

6 申請受付期間

令和5年1月16日(月)～ **令和5年3月15日(水)** ※当日消印有効

7 申請方法

原則として**郵送**とします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いします。

〈申請書類の送付先〉

★ 事業者（漁業者含む）の方は下記宛てに郵送してください。

〒898-8501

枕崎市千代田町27番地

枕崎市水産商工課商工振興係 宛

※「枕崎市物価高騰等対応支援事業申請書 在中」とご記入ください。

★ 農林業関係の方は下記宛てに郵送してください。

〒898-8501

枕崎市千代田町27番地

枕崎市農政課特産振興係 宛

※「枕崎市物価高騰等対応支援事業申請書 在中」とご記入ください。

9 問合せ先

★ 事業者（漁業者含む）の方は次の問合せ先をお願いします。

枕崎市水産商工課商工振興係 TEL0993-76-1667（直通）

★ 農林業関係の方は次の問合せ先をお願いします。

枕崎市農政課特産振興係 TEL0993-72-1111（内線：332・333）

重要 ≪枕崎市事業者物価高騰等対応支援金について正しく確定申告を行ってください≫

枕崎市事業者物価高騰等対応支援金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。枕崎市事業者物価高騰等対応支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないように注意ください。ただし、枕崎市事業者物価高騰等対応支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。